



児童の養育者が公務員のご家庭



令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付のご案内

- この給付金では所得要件に該当し0歳～18歳の児童を養育する方に対し児童1人当たり現金10万円の一括給付を行います。
- 養育者(父・母等)のうち生計を維持する程度が高い方が公務員の場合、この給付金を受給するためには申請が必要です。以下の内容を参考にご確認ください。

令和3年9月分(10月振込)の児童手当※を所属庁から受給されましたか？

※特例給付(児童1人あたり一律5,000円の給付は含まれません)

はい

令和3年9月30日時点で住民票をおいていた市町村にて、申請が必要です。
※勝浦町にお住まいの場合は、福祉課に申請してください。

いいえ

特例給付(児童1人あたり一律5,000円給付)の対象者については、今回の給付金の支給要件に該当しません。

1. 支給対象者

- ✓ 令和3年9月分(10月振込)の児童手当を所属庁から受給した方。
- ✓ 令和3年9月以降に第1子の出生により、児童手当申請中(予定)で支給対象になる(予定)の方。
- ✓ 令和3年9月30日時点で、(婚姻している方を除く)平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童を養育し、下記の要件を満たす方
 - ア.児童の養育者(父、母等)のうち、生計を維持する程度が高い者。
 - イ.令和3年度の所得額(地方税法による)が、児童手当の所得制限限度額未満の方

2. 申請方法

- 申請書に必要な事項(申請者・対象児童の情報および振込先指定口座等)を記入し、「公務員児童手当受給状況証明書※」等必要書類と併せて、勝浦町福祉課の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
※既に所属庁で証明を受けている方は、任意の様式で構いません。
- **提出期限は令和4年1月28日です。**
※令和3年1月1日時点のご住所が勝浦町外の場合、「令和3年度 所得課税証明書」の提出を求められることがあります。
※養育する児童と住民票を別にしてしている場合、児童の住民票など必要書類の提出を求められることがあります。

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに勝浦町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに勝浦町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

お問合せ先 勝浦町福祉課 (電話)0885-42-1502